

通信全覽二編

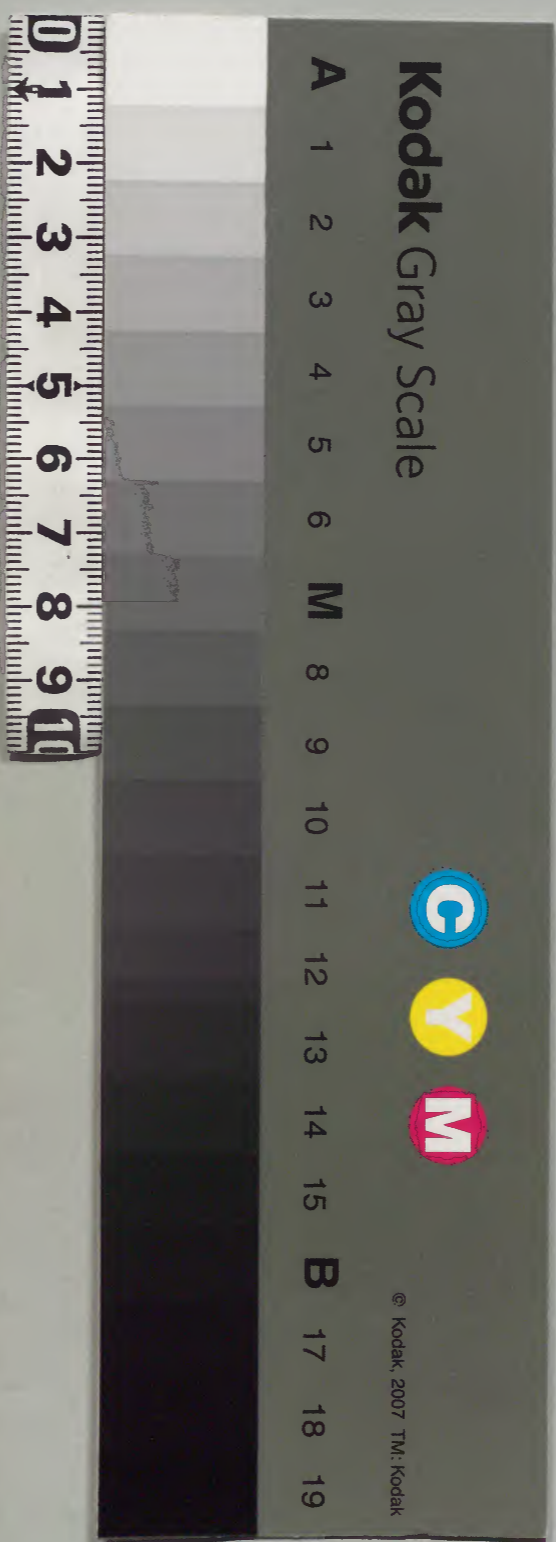
類輯六十六

百五十八

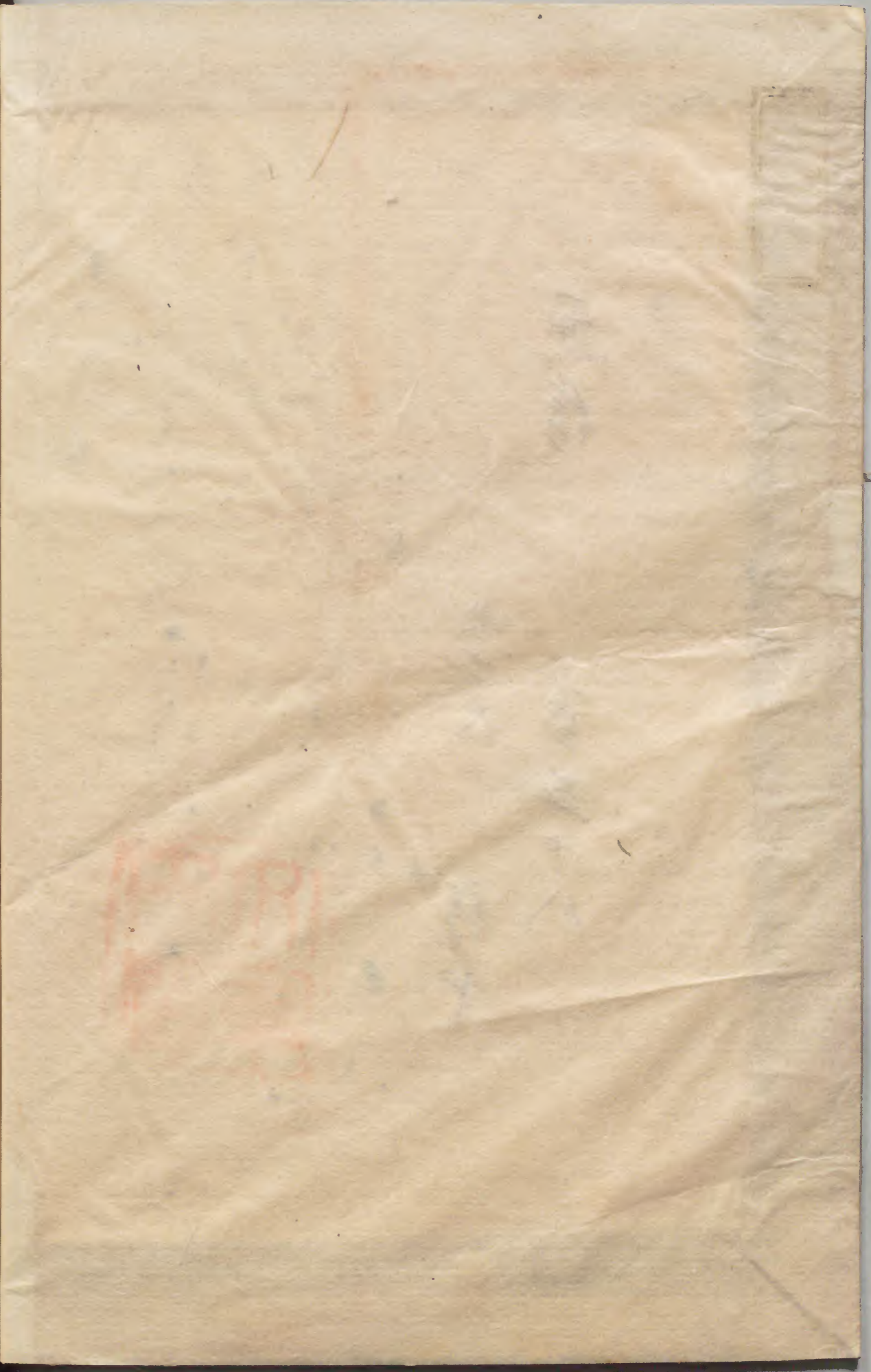
兵百八十九

庫文閣内		和書
内閣文庫		
番號	和 33005	
冊數	303 (275)	
函號	184 271	

(275)



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



類輯卷之六十六

葡國條約
傳判上

申二月十八日中務省備後口宅於中務省備後

對子少殿英國公使アールコックト以對話



第一

葡國條約之要旨長條之要旨先約有

阿媽港在葡之波爾杜尾示都督
來月以條約為其結海來之新和志
書通有之其為中上之要旨

和書と西書との対照

和書は西書に比べて

西書は和書に比べて

和書は西書に比べて

和書は西書に比べて

和書は西書に比べて

和書は西書に比べて



申す月古の對しては假名遣に於て中務大輔假對と假名遣
順事官の對照の内

一 和書と西書との対照

和書は西書に比べて

西書は和書に比べて

和書は西書に比べて

西書は和書に比べて

和書は西書に比べて

一 ホルトガんと和書との対照

一 十ホク 徳國と貿易の往來人等は何分國事
多端に形柄たる事候為分古所より候而之候
と英國公使もソ由知事奉りて

一 プロイセンより既使節を遣へりて
ホルトガンを不口ニ返來候事

一 何時ともホルトガンを返來せしむる所候上
不センベルギーに於て各國と親交を結ぶ事日本
と相産する候外國と輸出せられたりて其國用
支承續し及之を元來形柄に親交を結ぶ事

一 之迄に往々建約の儀も出来親之建約と却り
怨恨を醸しし候事と甚痛^痛心法し何處
許候事書面を呈し

一 ホルトガルの事柄は在結古形に事出
お成事形も本國政府に於て何れ難候
次第候事をホルトガレに由事柄は在極先
由治定とお成事形一何れ安心仕

一 プロイセンも由事柄は在結古形に
一 ベルギーも亦高所由事柄は在結古形に

一 待望書面を以て送付し、是より先、右書面
中止先送而和書院圖に送付し、其後
寄し、是れを寄附し、以て中書院書院可
なり、
一 待望書面を以て送付し、是より先、右書面
中止先送而和書院圖に送付し、其後
寄し、是れを寄附し、以て中書院書院可
なり、
一 待望書面を以て送付し、是より先、右書面
中止先送而和書院圖に送付し、其後
寄し、是れを寄附し、以て中書院書院可
なり、

申
六月廿二日

廿十四号

千八百六十年七月十日

昨の夕下との令、新に於て、安政四年八月、余の
示を以て、教を以て、和書院との條約の由、
院を以て、待つ如のホルトガ、國會と通親、
の書物を、兩倍も、んたの、日、政府、
の、書物を、兩倍も、んたの、日、政府、
の、書物を、兩倍も、んたの、日、政府、
の、書物を、兩倍も、んたの、日、政府、

十二番

とす 必收致白

日本和蘭領事官

イハドンクルキエルナウス記

外國事務方宰相之下

Handwritten text in Dutch script, likely a signature or official name.

Handwritten text in Dutch script, likely a signature or official name.

Handwritten text in Dutch script, likely a signature or official name.

Handwritten text in Dutch script, likely a signature or official name.

申
五月廿七日

和蘭領事官

エキセルレシ

イハドンクルキエルシエト

光緒七年七月十日附赤十字口号

諸外國と條約を結ぶ候に於て此年 國院に於て我國

產物新之及ひ西内之各文之類より

對症之申中入

手許に申上り為任物申上り申上り如前通に候
御上請到の上取極申上候一為申上書出候人
洋是之程云

申上候年一申上書
御取申上書

安藤 豊 彦 書

申上候年一申上書

申上候年一申上書

一千八百六十年一月十日 江戸宛

御取申上書

御取申上書

日本江戸外國事務室 御台台下

余様と 葡國牙 兎ハマ ト イ ス テ イ ト 團王

御取申上書 江戸宛 不列 御取申上書

御取申上書 報告書

余が 御取申上書 大切 御取申上書

スライト日本

大君とマライエスライト和兼國王と取結
 多し條約中、載し、規定回等の和
 親貿易條約とマライエスライト日本
 大君と取結多し條約中、載し、規定回等の和
 上、マライエスライト日本
 大君と取結多し條約中、載し、規定回等の和
 國王の自ら記したる書翰と接し、
 報を以て如何なる法なるは書翰と

大君陛下、是より先、台台下余小告
 後、人、此、乞、以、具、以、知、余、之、事、也
 高、謙、之、人、也、初、下、後、人、之、事、也
 余、宰相、台、下、若、教、之、表、也

台下の院臣

何々ギマース

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side.]

申
五月廿七日
申

葡王身國全控之使

子年セレレレ

キフリース

貴國第廿月十日
海之書翰
為之

貴國王と我

大君と和氣實易
了味約取
為之

為之
品川海
未船
之

振込承りし和文書事件、該判、為
書札之与、不送、以、漏、口、漢、法、与、酒、井、隱、吉
松平、次、郎、与、新、小、妻、作、一、生、并、上、古、會
後、了、也、与、百、本、國、手、書、箱、出、分、与、也
和、向、人、与、該、由、出、付、也、也、也、也、右、返、書、如
此、不、相、多、後、云

享和元年申五月廿七日
照中務右補
安練為多与

申五月廿九日

千八百六十年一月十七日江戸總利
使臣録

外國事務宰相
本月十五日、漢法、酒井、隱、吉、抄、平
次郎、与、新、小、妻、作、一、生、并、上、古、會
取、結、不、為、人、の、全、程、と、書、方、不、是、今
程、と、余、の、全、程、と、書、方、不、是、今
上、了、了、人、の、全、程、と、書、方、不、是、今

余に送る終りん こととて然務は是より會
合の時親身おせふ口ひき原書をもとを出
示さんともすればあり○又台下に乞ふ今余
の存するもの又を他の所へも進め會合
の爲に小初合算を協所と定めて終りん
こととて控教目

葡萄牙物産公使官控目
イニドロ、イスギネ、イマリス、手記

葡書を添はるる

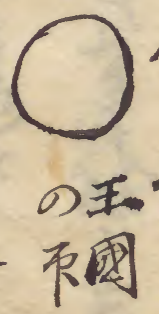
セイ子エキセルニロー 葡萄牙國と云ふの全控
譯書の譯文

天の恵寵由ら葡書並み呀及以アルガルハス
の玉等々々多も、ドムヘドロは書と看る
人々小告く威大顯著の會合する、葡書並み
と日本、際小控る大切及び利益の交通
を結ぶるを希ふ者急る我一隊船
の都督多る大政官、阿媽塔のゴ少

ル子少ル、せきせんル館イドロラシシスコ、ギキ
コシ大人の所任、序一勉勵、一々一具才
智あるを信一々一余は度之を授け奉一々一
日本政府より授け奉るる余程の人と双
方の為メ最大切ある者程ふ其生きたる祝
交易の條約也商協決定するも多々
余程、任する所とを適少申ありとせり、
為大余程ふ十分中一々一別物ある威程
を授け奉る一〇我余程去一後確定

眞正ある者とすべ一〇余王言る上件と
通用一省のなるを約せ一〇此程指し
余は書ふ姓名自書一我國の大平
を押一其次ふ外國事務宰相之ふ
押一午八百五十八年才九月子セソニダ
デスの王宮に在る其のあり

王名手記



の王國
マルキースロウレ

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

申五月廿九日於步祥寺講台講法書酒井屋信守
相率此法之義而爾爾才供旨之對法

- 一 此三人之口妻信之
- 一 三人之妻信之
- 一 定致口之痛多乃妻信之
- 一 今之口之痛多乃妻信之

一 友之進、口信書之也

一 和蘭國格魯多島持津の如妻御也云々
和蘭國格魯多島持津の傳書云々

一 和蘭國格魯多島持津の傳書云々
和蘭國格魯多島持津の傳書云々

一 和蘭國格魯多島持津の傳書云々
和蘭國格魯多島持津の傳書云々

一 和蘭國格魯多島持津の傳書云々
和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

一 和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

和蘭國格魯多島持津の傳書云々

一 英領事官之職

一 英國之條約本國政府之利益亦列及
於其間多有不平但美亦不令其

中一節直下傳心

一 英領事官之職在出外有保護其民

一 條約之通其換字雖多其意則一也
其換字之私其意則一也其換字之通受
入也

英國條約書持卷一

一 條約本國之利益亦列及於其間

一 條約本國之利益亦列及於其間

一 條約本國之利益亦列及於其間

一 條約本國之利益亦列及於其間

一 條約本國之利益亦列及於其間

一 條約本國之利益亦列及於其間

一 條約本國之利益亦列及於其間

一千八百五十九年一月七日第一

條約本國之利益亦列及於其間

一 在のるるをたすむる何れも其の如く可
く入る本條約を結ぶるにても其の條約
は其の如く入る

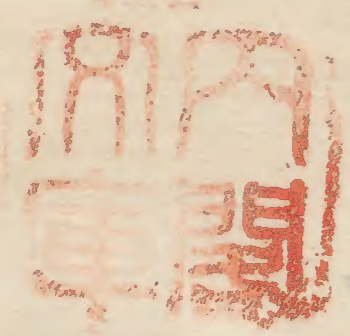
一 田子と申すは本條約の如く
法及る事をも其の條約の調束に
一 國王の調束に其の如く其の如く
其の如く其の如く

一 其の如く其の條約に何れも其の如く
其の如く其の如く

一 新條約に其の如く其の如く
其の如く其の如く

一 其の如く

一 二十一年中其の如く其の如く
其の如く其の如く
其の如く其の如く
其の如く其の如く
其の如く其の如く



清子... 枝... 列...
... 酒... 枝...
... 解... 子...
... 實...

一 佛蘭西...
... 寺...

一 此...
... 西...

一 洋貨...
... 子...

一 考...
... 口...

一 乃...

一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...

一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...

- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...
- 一 乃先主幼年之教... 一 乃先主幼年之教...

一 國事を何事にも先んじて之を先決せしむ
一 國主の権威を尊重し之を固く守るべし
一 口舌中より生ずる事とすべし

一 國主の権威を尊重し之を固く守るべし
一 國主の権威を尊重し之を固く守るべし
一 國主の権威を尊重し之を固く守るべし

一 國主の権威を尊重し之を固く守るべし
一 國主の権威を尊重し之を固く守るべし
一 國主の権威を尊重し之を固く守るべし

左の如き事老年に於ては之を以て後を以て
扱て之を以てす

一 妻細小を以て之を以てす

一 妻子の如き事之を以てす
一 妻子の如き事之を以てす

一 親類の如き事之を以てす
一 親類の如き事之を以てす
一 親類の如き事之を以てす

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

申六月二日討身散果... 中務大輔殿討身散前首牙
後知... 討身散

討身散

一 初と面會大交存... 承知... 別合...
一 今日... 上
一 ... 上具

第一

先日中書獨志中書條約重結
不件之節委任村野了之
持余之國書可出方當之矣亦
合在典系上仕也

一 百連系上仕少者之由別令中上度
私次、亦仕少者之形物其次ハ使節
附屬之セケレタリ又其次ハ守艦
等仕了之官其今般條約之由并
英國之根合、其等之形物中上度者

一 何事、以裁所、度ハ
先日中書之由、九内一二ヶ條、其
仕度、其有之今日中上度ハ

一 右取程仕少、度別為、其之稅、其
中、其之酒稅、其之事、亦仕少、他國
外、其物、其多分、其有之、以得、其自國
於、其酒造、其少、仕、留稅、其高、其
其、其仕、其多、其速、其悉、其仕、其少、其多、其
仲國公使へ、其ル、其ル、其五、其分、其成、其

方可多形類、以得之自國、
他品、只指二刻、仕度、有、
知、亦、成、以、方、由、部、合、可、宜、
一、條、約、
條、以、得、其、文、章、
此、可、有、
物、可、有、
以、得、其、
以、得、其、

中畧

一、神、多、月、印、二、境、調、
亦、成、少、指、仕、度、
和、系、
事、
開、
在、
為、
一、心、得、
保、
殿、
長、
所、
遠、
境、
之、
地、
通、

達此手官取進可中官條約取結之為事
承知此等事内商形入時以報之為事不
物合可有之留事報事官の許しを以て
可中此等事進言該物め及可中

一 移方於此夫、國民に告知仕上る事
船仕出之時官長將官事進言事
右返答有之、此等位之時留事可有之
三月月之後亦此等船仕出之時官長
之指言の中上

一 右水開港初日生事柄取此等事

聊之、事、此條約書面上、
大切、有、事、此等事、可中、此等事

一 此程中右等事、物、此等事、具、此等事
任、此等事、早速、此等事、序、此等事
此等事、此等事、此等事

一 條約之為事、委任之者、該和友、此等事
此程外國、此等事、此等事、此等事
書、此等事、此等事、此等事

事の首より其内を他事難取中事
延引の枝旨相留上に出極意拙者
まで出せしむるに取次
大君の上可申元は條約談論等
出するに終るに事申す方初合意可令
我元
大君出後年々輕拙者右書面を以て
以相可致

一 和為の相留の心得高在裁少旨

此條の批枝の心辨懐く其在
此舟出法相留條約調平之日迄
右待居者多相留の期限未分
而中不待其に事節圖書出事前候
方と出せしむる相可仕事有

一 出通るる事支

一 和為中園に在裁の元之形状
を表し其事高出迷惑有
以相可仕事有

舟中名物命也 有之少多者 初之禮
致之失以少中申之 中山官者 振中上
以事下 出中上

一 延刻之 爲由不得止 以才之 取斗之 方
等之 哉

一 方和等 亦獲爲 其何方 亦有之
者 爲由 亦事 中上

一 此程委 任之方 亦出 亦節 惟方
委任 狀此 亦序 爲 刻合 小積 乃

亦該 亦亦 亦亦 亦亦 亦亦 亦亦 亦亦 亦亦
取掛 之 哉

此附 預備 爲 出 委 任 狀 刻 合 亦 稿

一 尤 以 上 等 委 任 者 該 亦 可 及 事 也

申六月二十日

第七十号

江戸在留ブリタニヤ・コロンビー・ステイトのワイスコン
外函を以て書きて

千七百零七年七月十四日江戸ブリタニヤ使臣彼
より

余日本在留ブリタニヤ・コロンビー・ステイト・ミエトルの命
を受てて以下に左件を報告す
蘭國切支店此の土地の名を相承へバ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

漆器磁器類を其本國に土産と爲し
爲るに買たく思ひ且つ其買物の爲るを
分銀を請求するが故にキセルレンキ一教
コク右士友等小を分銀を返すと城
告ホ具右士友等此の後その後計を
以下に告知す魚一と但一毎月末我
引換の爲り同財引換魚一と謹啓

江戸兵衛ハレブリタヤマ一エスタイトのワイスコ
エル エースデン

申六月七日

知利太彦五郎任ワイスコ
エスクリール
エル エースデン
其山七月十四日附子七千号
輪着子葡萄牙一十号子
若免其分銀を請求するが故に

下凡引糖類を凡在生家不也之は
其計我々の其進せしむる月未可
使信船引糖之申の付引糖之申
越中越きしとて其を船に引し
彼方し多分申は方より其引糖之類
其重る法別海之通申すべし
其をべしとて其を船に引し
其をべしとて其を船に引し
其をべしとて其を船に引し

其をべしとて其を船に引し

其をべしとて其を船に引し

其をべしとて其を船に引し
其をべしとて其を船に引し
其をべしとて其を船に引し
其をべしとて其を船に引し

申六月三日通書

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

利生名臣特公使全指毫

五キセルトニ

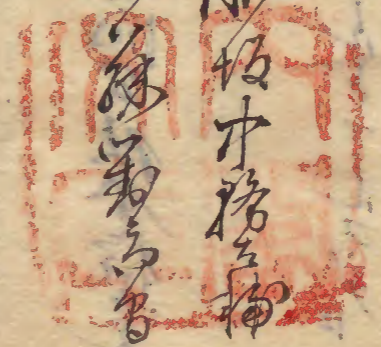
ル一セルホルトアルコク

心書箱中今法度為爾若吾牙が交易條
約之取結んが為に彼帝の御裁きにて
同國の為に前年の約より申すに拒
切事し等しと云ふ事候し國法後

供形多... 袖... 一... 指... 生... 我... 斗
有... 先... 次... 白... 身... 家... 瑞... 西... 每... 國... 了... 情
... 所... 有... 以... 一... 派... 中... 道... 生... 許... 心... 得... 意
... 唐... 事... 亦... 甚... 亦... 為... 念... 法... 每... 中... 之... 至... 云
... 相... 與... 得... 之... 云

第... 延... 元... 年... 申... 六... 月... 有... 言

船... 頃... 才... 務... 務... 務



西... 海... 第... 一... 卷



